

米子市建設工事等入札・契約審議会会議録（平成25年度第1回）

日時 平成25年9月26日(木) 午後2時
場所 米子市役所第二庁舎第2会議室
出席者 委員 松原 雄平(会長) 西村正男 中村富士子
事務局 入札契約課 岡田課長 宮松課長補佐 野口主幹
工事所管課 水道局 整備課 施設課 建築住宅課
文化課 維持管理課 土木課 農林課
議題 平成24年度下半期の入札契約の運用状況について審議

議事内容

〔午後2時09分開始〕

- (審議会開催に必要な、委員の半数以上の出席が確保出来たため)
- 事務局 ただ今から平成25年度第1回米子市建設工事等入札契約審議会を開催させていただきます。
- 本日は平成24年度下半期の入札契約状況について説明させていただきたいと思ひます。まず、事務職の自己紹介をさせていただきます。(自己紹介) 進行につきましては、松原会長をお願いいたします。
- 松原会長 定刻を過ぎておりますが、これより会の審議を始めます。
- 竹下委員と田原委員と奥田委員は欠席ということで、進行させていただきます。
- 本日の議事予定に入る前に、入札制度の改正点等もあったという事でございますので、まず、その説明の方からはじめたいと思ひます。
- 事務局 今年度は大きく二つの制度改正がありましたので、まずその2点についてご説明をさせていただきます。総合評価方式の改正と建築設計委託等の格付け制度の運用でございます。本日資料を配布させていただいておりますのでご確認ください。
- まず、総合評価方式の改正についてでございますが・・・(以下、資料を読み上げながら説明。)

平成25年度における工事入札制度の改正 (平成25年6月24日以後発注分より適用)

米子市総合評価方式による競争入札試行要領の改正について

1 目的

本市としての工事発注の円滑化及び技術力判定の更なる適正化を図るため、改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 工事成績評価対象の見直し

随意契約分は対象外とし、請負金額が800万円以上の入札に係る工事での工事成績を評価対象とする。

区分	変更前	変更後
会社点数	次の要件を満たす工事成績の平均点とする。 ア 土木一式工事(一般)の発注工種のものであること。 イ 前3年度間に完成検査を行った	次の要件を満たす工事成績の平均点とする。 ア 土木一式工事(一般)の発注工種のものであること。 イ 前3年度間に完成検査を行った

	工事のものであること。 ウ 請負金額が <u>130万円以上の工事</u>のものであること。 エ <u>緊急対応工事のものでないこと。</u>	工事のものであること。 ウ 請負金額が <u>800万円以上の入札に係る工事</u>のものであること。 ※エは削除。緊急対応工事は随意契約扱いのもので、今回改正で入札案件のみを対象とするため。
配置技術者点数	次の要件を満たす工事成績とする。 ア 土木一式工事（一般）に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事したものであること。 イ 請負金額が <u>800万円以上</u>のものであること。 ウ 工期の <u>50パーセント以上</u>の期間について従事したものであること。 エ 前3年度間に完成検査を行った工事のものであること。 オ <u>緊急対応工事のものでないこと。</u>	次の要件を満たす工事成績とする。 ア 土木一式工事（一般）に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事したものであること。 イ 請負金額が <u>800万円以上の入札に係る工事</u>のものであること。 ウ 工期の <u>50パーセント以上</u>の期間について従事したものであること。 エ 前3年度間に完成検査を行った工事のものであること。 ※オは削除。理由は上欄説明のとお

(2) 会社成績における基礎点の見直し

工事の品質を確保するため、基礎点を付与された者で、前年度に施工した対象工事中に70点以下の案件があった場合には、基礎点までの引上げという優遇策を見直して、基礎点より低い点数を付与する。

区 分	内 容
変更前	工事成績を有しない場合又は基礎点（土木A級全社の平均点）以下の場合 は基礎点を付与。
変更後	工事成績を有しない場合又は基礎点（土木A級全社の平均点）以下の場合 は基礎点を付与。 ただし、基礎点を付与された者で、前年度に施工した対象工事中に70点 以下の案件があった場合には、基礎点から当該件数ごとに1点を減じた点数 を付与する。 ※基礎点以上の業者には、70点以下の案件があった場合でも、本措置は行 わない。理由としては、平均点算出時に、当該案件による点数引下げ効果が 既にあり、二重措置となるため。

(3) 受注実績額対象の見直し

J Vとしての受注額も出資比率に応じた実績額を対象とする。

区 分	内 容
変更前	J Vとして受注した実績は、その構成員としての受注実績扱いとしない。
変更後	J Vとして受注した実績は、その構成員の出資比率に応じた額を受注実績 として扱うものとする。 例 A社（60%出資）・B社（40%出資）による2社JVが1億円の 工事を受注した場合には A社は6,000万円の、B社は4,000万円のそれぞれ受注実績 があったものとして、以後の総合評価方式入札では、受注実績評価項目 で減点扱いとなる。

3 施行

平成25年6月24日以後に発注する入札物件から適用。（新格付後）

ただし、(3)については、同日以後に入札がされる入札実績から適用。

次に、建築関係設計委託の格付けについてでございますが・・・（資料を読み上げながら説明。）

建築関係設計委託等の格付制度の試行的運用について

1 目的

建築関係設計業務の適正な履行を確保し、受注の機会均等を図るとともに、指名の透明性を高めるため、指名基準を明確化するもの。

※土木関係設計委託については、今回は対象外。

2 概要

鳥取県の格付方法を準用し、市内建築士事務所をAからCまでの3ランクに格付けを行う。

3 内容

（1）格付区分について

区分		条件	発注金額		業者数	備考
			（難易度・通常）	（難易度・高）		
建築設計	A級	一級建築士 4名以上	900万円以上	金額区分なし	6社	耐震診断 ・設計関係 については別途
	B級	〃 2名以上	300万円以上 900万円未満	×	3社	
	C級	〃 1名以上	300万円未満	×	13社	
	級外	〃 0名			2社	
建築監理		監理業務対象となる工事の設計業務に係る難易度・発注金額に準ずる。 ※複数工事を一括して監理する場合には、別途、条件設定。				

※市外に本店のある会社にあつては、市内支店等での在籍者数で区分する。

（2）在籍技術者状況の確認方法について

入札前	事務の簡便化を図るため、県への報告結果を活用するものとする。 ただし、県の入札参加資格のない者及び市内支店業者については、個別に市に報告。
落札後	落札者は、契約締結前に、在籍状況を証明するものを市に提出。

（3）入札方法について

基本的に、従前の通常型指名競争入札での手順と同様とするが、格付の新設に伴い、内申表の作成は不要とし、金額・難易度に応じて、該当する業者全員に指名通知を行う。

ただし、業務の内容により、別途参加条件を設定する場合には、工事所管課が内申表を作成するものとする。

4 施行

平成25年6月に業者登録名簿の一斉更新手続きのため、平成25年6月1日以後に発注する案件から適用予定。

今年度が変わった大きな点という事で、二点の説明をさせていただきました。以上でございます。

松原会長 はい、ありがとうございます。二点の制度改正で、一つは総合評価方式の入札制度の改正、もう一つは建築関係設計委託等の格付け制度についてでございます。この二点で何か質問等ございますでしょうか。

中村委員 総合評価方式の入札制度の改正についてですが、変更後の表の(ウ)欄の比で請負金額が800万円以上とありますが、これは全体の何割くらいになりますでしょうか。

事務局 土木のA級の平均が4千200～300万円位でして、800万円以上としましたのが土木B級の下限の額でございます。前年度にB級だった業者さんがA級に上がる場合もございますので、ここの設定を800万円としております。委員さんが言われる800万円がどのくらいになるかの直接の答えにはなっていないかもしれませんが、土木A級の平均受注額は4千200～300万円程度でございます。

中村委員 以前の130万円が800万円以上になったということですか？

事務局 対象になるのがそうです。

松原会長 随意契約を130万円で線引きしておりますので、改正により随意契約を入れなくなったという事で、対象は800万円以上の入札のみということですか？

事務局 対象案件が随分減ることになるんですか？

松原会長 そうですね、今まで入っていた随意契約分が対象から外れますのでそういうことになります。

中村委員 それで効率は図れるということですか？

事務局 そういうことになります。

松原会長 その他どうですか？

西村委員 改正によって総合評価方式の対象となくなったものは、どういう方式の入札制度になりますか？

事務局 今回、総合評価方式の算定に使う範囲を少し変えたという事ですので、対象になっているものはもともと随契あるいは通常の入札をしているものです。そこで付けられた工事点数を総合評価方式の落札者を定めるための1つの要素として使っており、その総合評価方式に使う要素の対象を少し変えたという事です。

事務局 本日配布しております資料の中で、中ほどに工事成績関係の表がありますがその内訳としまして、技術者成績、会社成績とありますが、その対象となる案件の金額が800万円以上ですよという改正の仕方です。

事務局 改正前までは130万円以上の工事点数を全て拾って成績を付けていたのを、800万円に満たないものはとっぱらって、800万円以上のものだけを拾った平均を各社の点数とするということですか？

中村委員 それは単に効率化を図るためですか？

事務局 という事もありますし、土木A級が一番大きな会社でありますしそこが数百万円の小さな工事をされても当然きちんとされるでしょうし、点数も・・・

中村委員 あまり影響がないということですか？

事務局 そうです。ということと簡素化も図るということです。

西村委員 分かりました。要するにここの部分だけの改正だということですね。

事務局 そうですね。

松原会長 会社成績で基礎点の見直しを今回なされているんですが。

事務局 はい、先程の説明にも通じるんですが、会社成績が平均点以下の時は、現在83点の基礎点が付与されることになっていますが、ある会社が前年に例えば70点以下の工事成績が1件あったら、基礎点から1点を引くと、70点以下が2件あったら2点引くというように、基礎点83点から1点ずつ減じたものを付与しますよというのが今回の改正です。

松原会長 ペナルティ的なニュアンスですね。

事務局 そうですね。適当な工事施工をしていても最初から83点を貰えるという事は米子市としましてもよくないですし、業者さんの方にも資質の向上といいますか、能力を高めていってほしいという気持ちもございます。

西村委員 設計委託の方の格付け制度ですが、これは、これまでなかったものをこういう風に始めるという事でよろしいですか？

事務局 はい、そうです。

西村委員 格付け区分のところで、条件は1級建築士の人が4名2名1名は分かるんですが、発注金額というのは市が発注する金額がということですか？

事務局 はい、そうです。

西村委員 難易度が高いものについては、金額の区分はなしというのと、ABCというのは設計事務所によって決められたんじゃないかと発注金額は動いてくるんですか？ここがよく分からないんですけど。

事務局 ある建築設計士事務所さんの1級建築士が何人おられるかで、お宅はA級ですよB級ですよという事で、うちの方がランク付けをさせてもらうことになります。

西村委員 ランクは何名でABCが決まっていて、そうすると・・・分かりました、300万円以上の金額はC級の事務所には発注する事はないという意味ですか。

事務局 そういう意味です。

西村委員 分かりました。

松原会長 それは、1名の建築士事務所でも非常に技術力があるとかそういう状況はないんですか？

事務局 1級建築士さんというところで、その数だけで県の方を準用させていますので、1級建築士さん同士でも技術や能力の差はあるかと思いますが、そこまで比較が出来ないという部分もありますので。

松原会長 これは事務所からはこうなりましたよという事で、特に事務所の方からこれに対するクレーム等はないんですか？例えば、うちでは300万円しか取れないよとか。意見とか。

事務局 それで入札というのもありますが、それでまた別な案件も出てきて入札に参加されてという事もありますけれど。

中村委員 それは受注の機会の均等を阻害するものにはならないんでしょうか。

建築住宅課 建築住宅課ですが、先程の質問でございますが、金額のブロック分けの設定といいますのは、先程事務局が説明しましたように、県に準じて金額の設定をしております。この区分といいますのは、金額が高くなればそれなりに設計のボリュームといったものも増えていきます。当然人数も、図面を書いたり、計算したりで人数も必要というような事もございますので、そういったことに基づいて、Aクラスは1級4名以上とかBクラスは2名以上とか県の方がそういうような区分けをされて、市の方も準用しているというような事でございます。当然、技術力という観点だけで言えばもちろん1名しかいらっしゃらないという事であってもそういった技術力を持っていられっしゃる方はあるかと思いますが、最終的には、そういった図面等をたくさん書いたりとか、時間が掛かったりとか、一人でやる事が大変な事でして、当然、下請けに出すという事も想定されるれますので、そういった事を総合的に勘案しながら県の方が基準を設定されたという風に承知しておりますので、それに市も合わせたということです。

中村委員 県はいつからですか？

建築住宅課 具体的にいつからかは、確認はしておりませんが、もうかなり以前から、この建築設計の格付けは採用されています。

中村委員 それで、県の方はこれを行うことで、設計をお願いすることがよくなったとか メリットを感じているという事なんですね。

建築住宅課 そうですね、これについては元々業界サイドの方から、先程説明がありました指名の公平性とか透明性等の観点から、工事の業者の場合と同じように格付けをして欲しいと要望があったと聞いておりますし、これは今回市が採用するにしても市の方に対して業界の方から要望があった中での試行ということです。

中村委員 という事は以前は、規模に見合わない発注が結構あったということですか？

建築住宅課 基本的には、県が先行してやっておられましたので、県に準じた形での区分とか、そういった事を想定しながら、指名はさせていただいておりました。

松原会長 はい、有難うございました。2件の改正につきましては確認をさせていただいたという事で、それでは・・・。

事務局

会長さん、では、個別案件に入ります前に事務局の方から、少しよろしいでしょうか。それでは、本日お配りしている平成25年度第1回米子市建設工事等入札・契約審議会の資料に基づきまして、落札率と発注状況を簡単に報告したいと思います。

まず、資料2ページをご覧ください。これまでの経過も載せておりますこの表でございます。まず、今回の工事の平均落札率でございますが、入札につきましては単純平均は91.8パーセントということで、ほぼ上半期と同じになっております。ただし、加重平均は96.2パーセントと少し高くなっておりますが、これは、今回の案件の中に大型の建築工事が例年に比べ多くあった為ではないかということと、土木工事に比べて建築関係の落札率が高いという傾向に従来から米子市にはありますので、加重平均にしますと落札率が96.2パーセントに上昇したのではと思われます。次にその下、随契でございますが、平成24年度下半期につきましては92.7パーセントでございます。前回から2.1ポイント低くなっておりますが理由については分析できておりません。次の3ページは委託関係で設計業務等の委託についてでございます。94.6パーセントと前回とほとんど変わっておりません。随契は97.1パーセントですが、委託の方につきましては、その落札率の推移といいますか、変化もどういった理由があるのか分析はできておりません。

1枚もので平成24年度建設工事契約状況（発注委託別）の統計表を作らせてもらっています。これは、前回の要望を受けて、測量業務設計等の委託業種別に、今回の下半期分だけではございますが、統計表を作成したものでございます。入札の合計では94.6パーセント、随契では97.1パーセントでございますが、委託業種別ごとの集計表を載せております。このような形で、もしよろしければ、今後先程の工事関係のところに付け加えて、今後そのようにさせていただきたいと思います。

それから、もう一点。資料はないんですが、前回ご要望がありました、入札辞退の届書に理由がないと、記入させたらどうかという事がありまして、辞退届けの様式を変更しましてに理由欄を載せるようにしております。それから、辞退に関連して、これも前回会議の中でお断りをしていますが、辞退者数の集計につきましてはシステム変更の関係上、次回、年度変わりとなります25年度上半期分から行うこととさせていただきたいと思います。こちらの方からは以上でございます。

松原会長

それでは、個別の案件の方に移ってよろしいでしょうか。予め、皆様の方から審議案件を抽出していただいています、その資料が手元にはございますが、どうぞ、ご確認いただいているものをどんどん挙げていただければと思います。

竹下委員からは特に何も来ていないんですか？

事務局

はい。可能であるなら、抽出理由をメール等で伝えていただけるという事でしたが、始まる時点で連絡はありませんでしたので、推測させていただいてお答えさせていただくという事になります。

松原会長

はい。では、どうぞ委員の方から。

中村委員

No.53の公会堂の耐震補強及び大規模改修建築主体工事ですが、公募指名で1社なんですけど、1社しかなかったという事でしょうか？

事務局

はい、1社でした。他に出ていらっしゃいませんでした。

事務局

委員さんが言われましたように、1グループの1JVという事ですが、今回公募という事で公募条件にゼネコンさんが代表というのを入れておりました。ゼネコンさんの参加意欲というのが、実際の参加者数の多い少ないのポイントになったと思われます。当時、市内A級の方々のうち何社かに、前任者が意見を聞いたところによると、ゼネコンさんの方から積極的なアプローチがなかったという事でした。その思惑がどうだったかは分からないんですが、推測でしかないんですが、この公会堂の公募条件としましては、配置技術者には大規模改修の実績と耐震補修工事の両方の実績を併せ持った監理技術者というのを求めていますので、その様な実績といいますのは、ある意味どんな工事にも配置できる、大変貴重な人材だという事で、この募集に当たって例えば他の県とか国とか、民間工事に従事していない、そういった優秀な人材の職員さんがどれだけお手すきだったかどうかは分からないんですが、結果としましては、1グループのJVとなったようでございます。ゼネコンさんの立場からしますと単独でできる工事をわざわざJVを組んでまでするという事が、採算に合うのかどうかというところが判断としてあったのかもしれない。それも推測でしかありませんが。

松原会長

非常に工事金額が高いんですね。7億5千万円。1社で競争性あるのかという事になりますね。まあ、応札がないという事ですから何とも仕様がないうとこですけどね。

事務局

1社だけで適正なのかどうか、競争性があるのかどうかという事もあるんですが、ご存知だとは思いますが、米子市の場合、工事の入札書の提出については基本的には郵便入札としております。この公会堂についても郵便入札としております。通常の入札参集型だと、入札会場に行ったら自分ところのJV1社しか来ていないと、そういう事であれば高い金額を出すおそれがあるんですが、郵便入札だと入札書の発送時点では何社参加なのか分からないという状況もありますので、この金額、結果的には高い落札率ではありますが、ライバルがいるという前提で出されたものだと、競争性が確保された金額だという風に認識しております。

中村委員

関連していいでしょうか。

松原会長

どうぞ。

中村委員

水30なんですが、これも公募型指名競争入札で結構な金額なんですが、やはり1社しかなくて。米子にある会社ではなく広島営業所ですが、これは米子には出来る会社はなかったという事でしょうか？

水道局

これは水道局の担当のものなどで、担当から答えさせてもらいますが、もともとステンレスという物が特殊な物でございまして、ステンレスの配水地が作れる業者さんが全国的にも、今水道局とお付き合いがあるところが3件位あるんですけども、実績も問うていまして、容量を1万6000立方メートルを、実際に作っているところは今日本にはありません。それで、中の層が4つに分かれていますので、4000立方メートル、これ位ですと他社でも作っているところがありまして、競争性があるという事で、条件の中では、そういう小さい条件にはしていますけれど、元々少ないところと、この公募型指名競争入札をする前に、基本設計をプロポーザルで行っています。全体でプロポーザルを行った時に色んな提案がある中で、最終的には、ここのステンレスメーカーがありますが、森松工業も中に入っております、実はここが受注をしております。詳細設計につきましては、基本設計を基に職員の方がしておりますので、詳細設計をしている所に森松は入れないんですが、基本設計と詳細設計を分けて、費用は莫大にかかりますので、詳細設計につきましては職員の手でやろうという事で、基本設計を基に起こしていますが、やはり、情報は、それまでに基本設計をやっているという実績があって、これは推測になりますが、他社も勝てないという風に思ったのではないかと思います。我々としては、3社か4社で競争入札ができれば一番いいなという事でやっていたんですが、内部の検討委員会の中では、1社かもしれないなという事もあるって、先程米子市の方でもありましたが、郵便入札の方で、1社対応をしたというところなんです。

松原会長

その他いかがでしょうか。

西村委員

私は、No.96を選んでいますが、8名参加で失格者5名なのはどうしてかなというところからです。

事務局 河崎住宅の解体撤去工事ということで、解体工事についての設計積算につきましては、土木工事のような積算単価の多くが標準単価として公表されているものとは異なりまして、すべてを標準単価で積算できないという事がございます。その場合、市としては、参考見積もりを数社から取り寄せ、それを精査して、そこから見積もりの部分の積算単価を算出し、設計書を組んでいくことになっております。

業者さんの方も、そういう形で標準単価にない部分につきましては、色々な所から見積もりを取り寄せられて、その中でどの金額を決定するかという風にされていると思うんですが、各社で独自積算をするということから、結果的に算出金額についてもばらつきが出て、それによって最低制限価格について見誤ったといえますか、少し低く設定をして、今回この案件につきましては多くの失格者が出たと思っております。

西村委員 私は他に、No.108と109を挙げさせてもらったんですが、これは同じような工事なのかなと思ったりしながら、ただ、落札率が随分違うなという感じがしたものですからどういういきさつだったのかなと。

事務局 No.108は五千石住宅の電気設備工事で、No.109は同じ五千石住宅の機械設備工事です。電気工事と機械設備工事の差という事です。電気の方は落札率は、84～5パーセントで、機械の方が94～5パーセントという事なんです。そういう結果がでていんですけど、先程冒頭でも言いましたが、建築系については落札率が割りと高い傾向があるなと思っておりますが、逆に電気の方が84～5パーセントというところについて、何故このパーセントになるのかは読みきれていません。

往々にして電気工事の方の最低制限が低めというのもございまして、それが落札率にも影響しているのではないかと思います。何故低くなるのかは読みきれていません。

西村委員 電気は低い傾向があるということですか。

事務局 そうですね。低い傾向があります。

松原会長 竹下委員が挙げておられるのは、入札不調で随契というのが3件ございますが、指名業者が辞退して入札不調になったという事なんですかね、これは？

事務局 何番ですか？

松原会長 No.60、79、87ですね。

事務局 No.60につきましては、川越池改修工事で、鋼構造物工事の入札でしたが、小型水門の設置工事を行うものという事で工事概要に載せておりますが、当初、24年9月19日に希望型指名競争入札を行う予定だったんですが、参加者が1社、当初はありましたが、入札前に辞退され、入札参加者がいなくなったため入札中止となっております。この件に関してはその業者さんに連絡して辞退理由の確認をしましたところ、予定していた現場代理人を他の工事に配置しなければいけなくなったという事で辞退させていただきという事でございました。再度入札の公表をしましたが申込者がゼロということで、再度入札中止となりましたが、工期が10月から年明けの1月という事で水のない時期でないと出来ない工事でしたので、再々入札にかけるための日数という事になりますと、工期の確保が出来なくなるために、随契ということで、見積もり合わせをして契約したという案件でございます。

松原会長 この場合の随契というのは、見積調書でいくと2件出てきたわけですね。その2社にお願いするわけですか、見積を出してくれと。

事務局 随契の場合には複数の見積ということで、2社ですね。

入札をかけた時は、鋼構造物工事の工種で、当初の条件は市内業者さんということで、2回目はそれはずしたんですが、申込者がなかったという事で、元々土木部分と水門に付ける金属製品を作るというものが合体した、土木系と建築系が一緒になった少し特殊なものでございまして、業者さんがあまり見慣れていないという事もありますし、結局、2回公表しても申し込みがなかったという事で、土木系の業者さんの中でこの工事ができる業者さんを課長が内申され見積り依頼をしたという経緯です。

松原会長 だいたい同じような状況ですか？他の案件も。当初の業者が辞退してということ。

事務局 そうですね。往々にして、工事が同時期にたくさん出る場合には、技術者さんの関係や工事場所の状況、難易度、採算性を見られて選ばれるという傾向があるようでして、そういうことで入札に向かわれないという事があるようです。

松原会長 その他ありませんか。

中村委員 No.G 2 2 なんですが、米子市公園施設長寿命化計画策定業務委託について入札というよりも、この内容というものはこういったものか興味がありまして伺えたらと思いますが。

事務局 委託の内容ですか？

中村委員 はい内容です。

維持管理課 担当の維持管理課です。公園施設長寿命化計画策定業務の内容なんですが、今、社会資本の長寿命化時代に来ていまして、色んな道路とかの色んな長寿命化計画を策定していまして、その中の公園施設の長寿命化策定業務という事で、要は公園がどのくらいで老朽化していて、いつごろ補修をしていくかという中で、予算がたくさんあれば補修とかは出来るんですが、ある単年度で一気に何箇所も補修するというような事態が発生しますので、そのゾーンを予算の平準化と言いまして、ある程度市の予算を抑えまして、要は優先順位を付けて補修していくという計画を策定しております。

中村委員 その調査もしてもらえるんですか？

維持管理課 そうです。もちろんです。調査をして、公園ですから遊具とか便所とか色々ありますので、そういった物の痛みを見まして、いつ頃補修かと、維持補修の計画を作っているという事です。

中村委員 それは、前からされていたものなんですか？

維持管理課 いえ、今回初めてです。今回からです。

中村委員 では、まだ具体的には実施はされていないんですよね。これに基づいては。

維持管理課 はい、まだです。

中村委員 公園は場所によって、すごい違いがあったりして、草の状態とか。

事務局 ちょっと補足しますが、色んな社会資本で先程言いました様に長寿命化計画を策定しなさいよとなっていて、実際その工事に入る前にこの長寿命化計画なる物を作っておかないと、実際に工事に係わる国の補助金もおりないという様な事も聞いております。

松原会長 全ての公園を対象に、管理計画を見直したという事ですね。要するに長寿命化だからなんか施設が老朽化してる訳でしょうから、適切なところでこれを補修維持していくという様な事ですね。

事務局 はい、そうです。同じ物がある施設をなるべく長くもたせようと、維持補修はこういう計画をしますよとか、維持補修に多額のお金が掛かるのならその公園は全部やりかえるとか、そういった事を計画を立てて市の方はしなさいよと、それで初めて、工事の補助の申請が出たら認めますよと、そういう計画がないのに補助金はあげませんよという国の考え方です。

中村委員 今後米子の公園は変わるという事でなんでしょうか？

維持管理課 変わるという事ではなく、現状維持です。

中村委員 現状維持ですか。

維持管理課 今あるものを、そのまま延命化するという事です。

中村委員 そのためにこれだけのお金が必要だったということですか。現状維持するために。

事務局 計画を作るのに、この金額が必要だったという事です。

中村委員 現状維持の計画を作るためにですか。

事務局

米子市が管理する都市公園のうち街区公園が70箇所と都市緑地2箇所で合計72箇所が対象となっておりますので、金額的にどうなのかという事です。が、箇所的に多いですので、金額的にも多くならざるを得ないということではないかと思われます。

中村委員

でも、今までなしでやっておられたんですよね。補助金とかを貰われるための計画ですか？

事務局

という事も聞いております。長寿命化計画というものの発端は、市営住宅もそうですし橋梁もそうですし、公園施設についても長寿命化計画というものを策定して初めて、その後の工事についての補助金が貰えるという事です。

中村委員

当然この金額よりもたくさんでしょうね。

事務局

維持補修にも掛けますね。

松原会長

通常の管理というのは、何か老朽化して問題が起こるとそれを補修するんですね。これは、おそらく、何か壊れたあるいは施設が使えなくなって補修するよりも、その前の段階で、適切な維持をやっていく方が、管理としても金額があまり掛からないし寿命も長くなる。これは最近の社会資本の管理の考え方なんです。

中村委員

予防医学みたいなものなんですね。

松原会長

そうです。ですから、公園そのものは変わらないですね。見た目は。

中村委員

より安全に使えるという事ですね。

事務局

はい、長持ちをさせるという事です。

松原会長

その他ありませんか？

では、ちょっと私の方から、No.117、No.119はくじ引きになっているんですが、金額が横並びになってしまっている。例えばNo.117ですと20,910,000円で、これはあまりに数字が並びすぎているんじゃないかというのが、竹下委員の抽出の理由じゃないかと思うんですね。原因は为什么呢。

事務局

はい、私もこれまでの審議会の議事録を見て、竹下委員さんが談合があるんじゃないかという疑念を過去に言われたような事があると認識していますが、もし談合するんであれば採算上苦しい最低制限価格と同額ではなくて、もっと高いラインで調整するというのが自然ではないかなと思われます。あくまでも、どこの業者さんも受注したいということで、あくまでも激しい受注競争の結果だと考えております。公共工事の発注が減少する中で採算というよりも受注優先ということでこういった最低制限ラインでの勝負という事になっているという事が背景にあると思います。で、同じ金額という事ですが、土木系の工事関係についてはその積算体系が詳細に公表されておりますので、また、予定価格も事前公表ですので、最低制限ラインは、積算能力の高いところであれば算出し易いという事がございますが、入札金額は千円止めが多いんですが、そのラインを安全圏をとって千円上にされるか、又は逆に下にとられるのか業者さんによって違う中で、実際に失格になっているところも見受けられましたが、結果的に20,910,000円の業者さんの数が多かったということで、くじ引きになったという案件でなかろうかという風に考えております。

松原会長

No.119もくじ引きとなっているんですが、やはり、非常に細かい金額が内訳表に入っているんですが、最後は帳尻が合っていると、それから一つは手書きのものがあるという事で、この辺、竹下委員が指摘をされる場所ですね。

事務局

手書きについては今回も業者さんに連絡を取りまして、何故手書きにされたんですかと伺いましたら、これまでの会議でもお答えしておりますように、積算はシステムを使うんだけど、工事費内訳は、システム出力様式がそのまま使えず、案件ごとに市の様式に合わせて作り変えなければならないので、手間がかかり、それより市のHPからPDFを印刷し、手で書いた方が早いと言っておられました。

それから、くじ引きの関係で別に資料を配布させていただきます。
(以下、資料を見ながら説明)

米子市の工事契約におけるくじ引き発生状況という事で、平成20年度から24年度までの5年間のくじ引きの状況を載せております。24年度は全体184件中22件ございましたという事で、工種については土木一式(一般)が16件で、特に土木工事については先程説明させていただきましたように、容易に最低制限ラインをつかみやすいと、ただし、最後の千円、二千元ラインのところで読み間違いをされる場合もあるという事です。23年度につきましても、土木一式(一般)が16件ということで、やはり割合としては土木系の方が高い、最低制限の価格が読み易いということに繋がっているのではないかと考えております。

そういったことがくじ引き多発の要因になると冒頭で言いましたが、資料中でも書いております。

繰り返しになりますが、公共工事の発注が減少する中、採算重視より受注優先で、価格競争としての入札の中で最低制限ラインでの勝負をするしかないというのが実態だという事です。

談合ではないかという様な疑問がよく出されますが、もし談合なら、どこも苦しい最低制限ギリギリのところではなくて、もっと上の方で調整をするのが自然であるという事で、これはあくまでも激しい受注競争の結果ではないかと考えております。

土木系工事につきましては、先程言いましたように積算能力の高い業者さんにつきましては算出し易いと、で、くじ引きのほとんどは土木系という事です。

予定価格は現在事前公表しておりますが、じゃあ事後でというのはどうなんだろうという事なんです、今時点米子市は郵便入札をとっておりますので、もしこれを事後公表という事にすると、まず予定価格を超えるような金額が出れば、入札のやり直しという事になりますので、事務手続き上にも課題があるのではないかなと現在のところは考えているところでございます。

松原会長

その他いかがでしょうか？

中村委員が抽出されてましたG8ですが、浄化センター施設維持管理業務委託、これは特に予定価格がなく、それで4社の入札であって、1,800万円、1,700万円があって、1,100万円というのが出て、まあ、いいところが出ているんですけど、後の3社が随分と開きがありますが。

事務局

業務委託につきましては、工事と違って予定価格を事前公表していませんので、業者さんは予定価格をオーバーした金額に入れられる場合もありますが、落札者のところはこちらが隠し持っている予定価格のわりと近い金額を入れられて、落札という事になっていますね。

中村委員

1社は旧淀江で、あとは、旧米子ですかね。

事務局

そうですね。

中村委員

旧淀江は安いんですかね。旧米子と差があるのかなと思って見ていたんですけど。

施設課

まず一つなんです、落札率について言えば、設計金額も前年度の15パーセントダウンの設定をしております。従って、200万円程度の減額した設計金額という事で、率が上がったんだろうという風に考えております。もう一点ですね、他の業者さんがということなんです、前年も他の業者さんが同じ金額を入れておられて、あまり参加される意志はないのかなという気はしております。どういう真意なのかというのは、我々は計り知れませんが。

松原会長

去年も淀江清掃でした。

施設課

そうですね、淀江清掃でした。

中村委員
施設課

このやり方なんですけど、どこがされても同じなんですか？

基本的には人の配置がメインでして、どこがやられてもというより、担当者の積極性というか、同じ仕事をするんですが、積極的にやられる方もおられますし、言われた事だけをやられる方もおられます。まあ、そういう点の違いはあろうかと思いますが、基本的に、やる業務というのは仕様書に謳ってありますので、その業務をしていただくという事です。

中村委員
施設課

やり方は同じなんですね、
そうです。

松原会長

いかがでしょうか、その他に。

中村委員

全体的に落札率は上がってきているんでしょうか。

松原会長

そうですね。基準が見直しになって、85パーセントが90パーセントに上がってますので、そういう事はあると思いますね。

いかがでしょうか？

無いようでしたら、少し審議の時間としては、2時間とすればあと30分あるんですが、今日の御参席の委員の方々をご確認されたということでございますので、少し通常より時間は早いんですが、審議案件については以上ということで、閉会いたします。

(午後3時30分終了)